

別紙 回答

意見

4. 施設の概要

・当該建築物は、貸店舗の用途として1994年（平成6年）11月14日に確認済証が交付されていますが、検査済証は交付されていません。

今回計画している放課後等デイサービスは、建築基準法上の用途「児童福祉施設等」に該当しますが、用途を変更する床面積が200㎡以下のため、建築基準法上の手続きは不要です。

なお、手続きが不要な場合であっても、建築士等に相談し、建築基準法に適合した計画とすること。

→手続きが不要な場合であっても、建築士等に相談し、建築基準法に適合した計画とします。

・新たに設置が必要となる消防用設備等はありません。なお、カーテン及びじゅうたん等を使用する場合は防災物品を使用すること。

→マット等は防災の物品を使用します。

12. 事業計画

・集団療育時の小集団分けの考え方を示すこと。

→その日の設定活動や利用児童の特性、発達状況に合わせて1～2人のグループ、3～5人のグループ等に小集団分けを行うことで活動に集中しやすい環境設定を行います。同じ活動でも個人の発達段階にあった環境設定を行う事で取り組みやすさを生み出します。

・個別療育時は状況に応じ、指導訓練室をパーティションで仕切るとのことだが、集団療育時に小集団分けする場合の指導訓練室の使い方について考え方を示すこと。

→上記の設定に合わせて指導訓練室をパーティションで場合により、2・3分割して使用します。また、分割した空間の広さを人数によって調整します。